

大津草津線(における浜三丁目)自転車転倒事故損害賠償請求事件の判決期日について

## 1 判決の期日

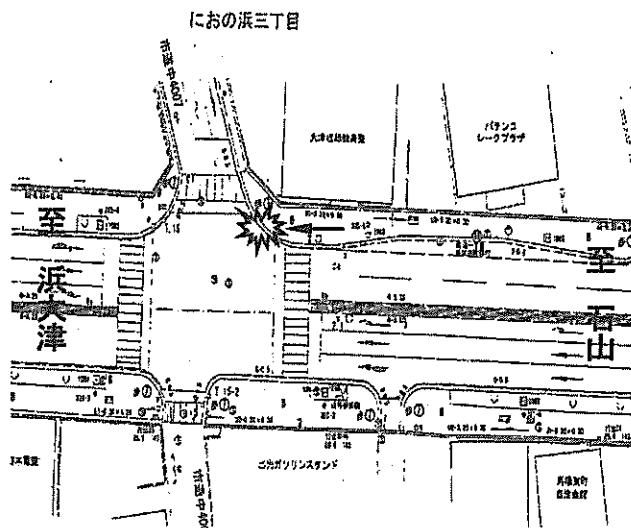
- ・平成25年12月9日 (大阪地方裁判所)

## 2 訴訟遂行の方針

- ・判決の結果必要ある場合は、控訴を提起するものとする。

### (事件の概要)

- |         |   |
|---------|---|
| 1 事故の日時 | ・平成 24 年 1 月 5 日 午後 5 時 30 分頃   |
| 2 事故の概要 | ・当事者が当該道路の自転車歩行者道（琵琶湖側）を走行中に当該交差点巻き込み部の縁石に衝突、転倒し鎖骨骨折を負うとともに、自転車を損傷した。   |
| 3 請求の趣旨 | ・金 8,480,031 円と年 5 分の割合による金員を支払え他   |
| 4 原告の主張 | ・衝突した縁石について、何ら気づかせる措置を欠いているため、配置（設置）上の瑕疵がある。<br>・衝突した縁石は、照明不足で暗くて発見できなかつたことは明らかで、通常有すべき安全性を欠いている。<br>・通常予測可能な危険を防止できる道路構造や安全設備を備えていないことは明らかであり、通常有すべき安全性を欠いている。 |
| 5 県の主張  | ・事故が発生した時間帯では、道路照明灯や各商業施設の照明、通行車両の前照灯によって、縁石の存在は十分確認できる。<br>・本件縁石が設置されていること、又は本件縁石に反射板等が設置されていないことをもって、本件道路が通常有すべき安全性を欠いていたとは言えない。                              |



平面图



## 事故現場の状況